

浪速区選挙管理委員会 会議録要旨

1 開催日時 令和8年1月21日(水) 午後3時30分～午後4時10分

2 開催場所 浪速区役所 選挙管理委員会室

3 出席者

| | |
|-------|-------|
| 委員長 | 北口 武司 |
| 委員長代理 | 辻本 邦廣 |
| 委員 | 寺田 守 |
| 委員 | 宮井 順子 |
| 参与 | 松原 真美 |
| 事務局長 | 田島 透 |
| 主幹 | 小林 秀隆 |
| 選挙係長 | 西井 大介 |
| 担当係員 | 佐本 勝也 |

4 議題

◎ 決定事項

(1) 選挙人名簿登録者数について(1月21日 選挙時登録)

令和8年1月21日現在の当区の選挙人名簿登録者数は次のとおり。

男 31,003名 女 29,655名 計 60,658名

(2) 令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙、大阪府知事選挙、大阪市長選挙における告示について、次の告示を行います。

- イ) 投票所の設置
- ウ) 期日前投票所の設置
- エ) 期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ
- オ) 不在者投票時間の変更
- カ) 開票の場所及び日時
- ケ) 開票管理者及びその職務代理者の選任
- コ) 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
- サ) 投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
- シ) 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示場所
- ス) 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の場所

(3) 選挙人名簿の抹消を事前に委員会で議決を行う件について

次のとおり決定しました。

公職選挙法第28条の規定にかかわらず、大阪府知事選挙の公示日から選挙期日までに同条2号に該当する選挙人のうち、「転出先の市町村の選挙人名簿に既に登録されている者」及び「選挙時登録において登録予定の者」については別紙のとおりであるので、その選挙人が他の市町村へ転出してから4ヶ月を経過するに至ったときに、選挙人名簿から抹消する。

(4) 選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について

次のとおり決定しました。

公職選挙法第28条の規定にかかわらず、大阪府知事選挙の公示日から選挙期日までに同条第2号に該当する選挙人のうち、「転出先の市町村の選挙人名簿に既に登録されている者及び選挙時登録において登録予定の者」の確認ができていない者は、別紙のとおりであるので、各抹消期日に選挙人名簿から抹消する権限を当委員会は委員長に委任する。

なお、公示日以降に同条第1号に該当する選挙人がいた場合及び公示日以降に届出された住民異動届において同条第2号に該当する選挙人がいた場合も同様とする。

◎ 報告事項

(1) 委員長急決専決について

上記のとおり報告しました。

(2) 投票事務編成について

上記のとおり報告しました。

(3) その他